

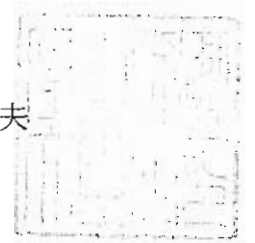
厚生労働省発食安0421第1号

平成23年4月21日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



食品健康影響評価について

フルジオキシニルについては、農薬に関して食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625006号により、食品添加物に関して同条第1項の規定に基づき平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120003号により、貴委員会に対し同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について依頼し、平成21年7月16日付け府食第682号により結果について通知されました。しかしながら、その後、フルジオキシニルを用いた遺伝毒性試験で陽性の結果が海外で報告されたことが判明したことから、国立医薬品食品衛生研究所に依頼し改めて遺伝毒性試験を実施したところ、陰性との報告を受けたことから、当該海外での報告及び今回実施した遺伝毒性試験の結果の取扱いについて、同法第24条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



フルジオキシニルの添加物指定並びに規格基準の設定に関する
食品健康影響評価について

（平成23年4月21日付けで食品健康影響評価を依頼した事項）

1. 経緯

「フルジオキシニル」は平成19年6月25日付け厚生労働省発食安第0625006号及び平成20年11月20日付け厚生労働省発食安第1120003号をもって食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したところ、平成21年7月16日付けで厚生労働大臣あてに評価結果が通知された。添加物としての指定及び規格基準の設定について平成21年6月24日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で審議され、残留基準設定については平成22年7月30日の同分科会農薬・動物用医薬品部会で審議されたところであるが、平成21年7月にフルジオキシニルを用いた遺伝毒性試験で陽性の結果が海外で報告されたため、国立医薬品食品衛生研究所に依頼し農薬として用いられるフルジオキシニル及び当該論文において用いられたフルジオキシニルを用いて確認のための遺伝毒性試験を実施したところ、両者とも陰性との報告を受けたことから、当該論文及び今回実施した遺伝毒性試験の結果の取扱いについて、食品安全委員会委員長に対し、食品安全基本法第24条第3項の規定に基づき、食品健康影響評価を依頼するものである。

2. フルジオキシニルの概要について

フルジオキシニルは、土中生息菌 *Pseudomonas pyrociniae* が生産する抗菌性物質ピロールニトリンをリード化合物として開発されたフェニルピロール系の非浸透移行性殺菌剤である。

欧州諸国で主にブドウ及び野菜類の灰色かび病に対する茎葉散布剤並びに麦類の種子消毒剤として、米国ではとうもろこし類の種子消毒剤として登録されている。また、米国では収穫後（ポストハーベスト）の防かびを目的とする核果類、仁果類、かんきつ類、キウイ及びざくろへの使用が2004年に登録されている。

わが国では、収穫後の農作物への使用の目的が、かび等による腐敗、変敗の防止である場合には、食品の保存の目的で使用したと解されるため、そのように使用されるものは添加物に該当する。フルジオキシニルは防かび目的で収穫後の農作物に使用されるものであることから、添加物としての指定の手続きを進めるものである。

なお、フルジオキシニルは、野菜の灰色カビ病に対する効果を期待して収穫前に農薬としても使用される品目であり、わが国では1996年

に農薬登録を取得しており、2006 年のポジティブリスト制への移行に伴い、暫定基準が設定されているが、現在、残留基準設定のための手続きを進めているところである。

3. 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、食品添加物としての指定及び規格基準並びに農薬としての残留基準の設定について手続きを進めていくこととしている。